

建築研究協会誌

Architectural Research Association

No.26

平成25年12月



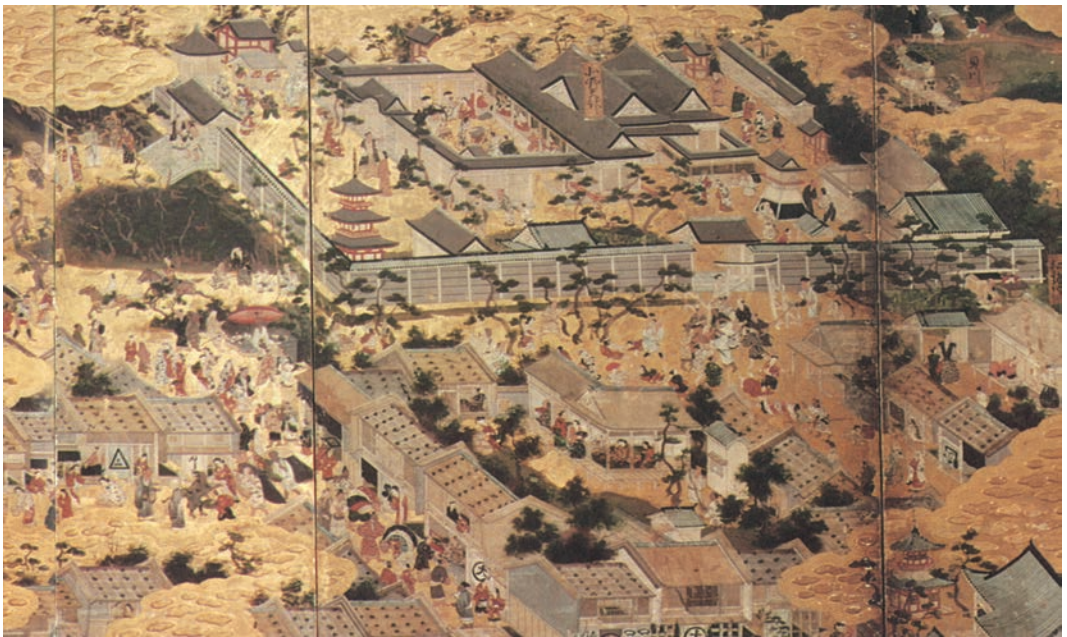
口絵1 建仁寺大鐘楼 南西より



口絵2 同上 北東より



口絵3 上七軒の町並み（北天満宮東門前）



口絵4 北野天満宮東門前の様子
南蛮文化館蔵洛中洛外図（北村家本 部分）
林屋辰三郎、森谷剋久編『江戸時代図誌(1)京都』筑摩書房、1975年より転載

日本のものづくりについて考える

京都大学准教授（非常勤研究員） 古阪 秀三

1. はじめに

筆者らは一昨年来「建設プロジェクトの発注・契約方式と品質確保のしくみに関する国際比較」の研究課題に取り組んでおり、日本、中国、シンガポール（以後、星国と略す。）、UAE、英国、米国を対象に発注・契約方式と品質確保のしくみに関してさまざまな調査を行っている。研究チームには各国の研究者、実務者も参加しているため、建設現場及びその建設チームがいずれの国のものでもかなり自由に訪問することができ、面白い実態を見聞することができている。そんな中で感じられるものづくりへの思いを書いてみたい。なお、この研究には韓国、台湾からも参加したいとの要請があり、現在はそれらの国も含めて8カ国で行っている。

2. 日本の現場は美しい

日本で建設される建物とその現場は技術・技能を見事に生かしていて美しい、しかも安全面での配慮が行き届いているとのうわさをよく聞く。海外の研究者、実務者を日本の現場に案内した時、必ず聞く称賛のことばでもある。

スライド1を見ていただきたい。このスライドには4つの現場写真が入っている。いずれも海外の現場であるが、その中に日本のゼネコンがやっている現場が一つある。読者の皆さんはそれがどれか言い当てることができるであろう。スライド2には鉄筋工事を撮った写真が4枚貼ってある。この中に1つだけ日本国内の現場写真がある。それがどれであるかを言い当てることも読者の皆さんには簡単であろう。これが、「日本の現場は美しい」と言わせる所以である。

では、それがどんな現場組織でつくられているか。

図1は星国で建設中（2012年9月現在）の2つのプロジェクトの現場組織図である。これらの現場組織には建設現場の担当部門ごとの配置技術者とその国籍がわかるようになっている。いずれも設計と施工が分離されたプロジェクト（DBB：Design Bid Build）での現場組織である。左は日本のゼネコンの現場組織、右は中国ゼネコンの現場組織である。そして、各図の中に太い赤線の四角で囲ってある部分はそれぞれの現場組織での図面班の内訳と人員の数である。これで何がいたいかという、と、「日本の現場は美しい」、この評



スライド1 海外の現場4景



スライド2 鉄筋組立4景

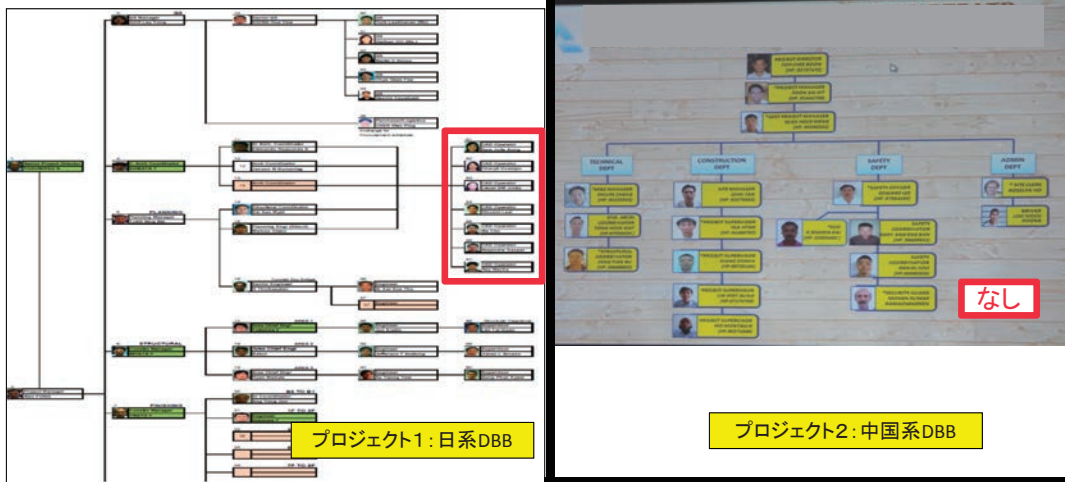


図1 星国における日本と中国のゼネコンの現場組織図

判を海外でも実現するために、設計と施工が分離されたプロジェクトでも日本のゼネコンは図面班を相当数配置し、詳細図、施工図の作成に当たらせている。その一方で、中国ゼネコンの現場では全く図面班は配置されていないということである。

日本のゼネコンの所長曰く、「品質の安定した建物をつくるにはこれぐらいの人間と図面班を配置しなければ不安である」。これが日本の建築プロジェクトのやり方、すなわちものづくりの原点であり、それは日本国内外の区別がなく、投入できる現場経費の制約を気にしながらも最善を尽くすという日本人気質を彷彿とさせるものがある。こうして日本のゼネコンのプロジェクトは海外で圧倒的な技術力、品質確保能力を誇っている。日本古来のものづくりの美しさ、密な関係、その結果としての完璧さを求めての人員配置である。

3. 割り切ったものづくりの世界での不整合

さて、そうしてスライド2を再び見ていただきたい。このスライドの中のあまり好ましくない配筋写真は、海外で日本のゼネコンが請負工事として価格競争をしている相手方企業の一つの仕事である。現にこの写真の現場も日本の発注者である。明らかに日本のゼネコンは、海外といえどもこのような鉄筋工事はできない。国内での質の良さを海外で落とすわけにはいかないからだ。とりわけ、日本の製造業が海外進出する際に、日本のゼネコンがその企業の工事を請け負うことが多い。その場合、日本の発注者が望むことは「品質は国内並み、価格は現地並み」である。しかし、現地並みの価格はスライド2のようなあまり好ましくない配筋をやる建設業者の価格なのである。しかも、星国の例にあるように、日本のゼネコンは工事の請負だけの場合にも、図面班を配置し、高品質の建築を目指すの

である。その結果はほぼ明らかである、時に品質上の失敗をし、時に大幅な赤字になり、……。どこかに無理が生じているのである。

これらのことを少し詳しく考えてみよう。そのため、以下では日本、中国、星国を取り上げる。

4. 総合建設業者の海外進出の状況

まず、日本、中国、星国の3ヶ国間において各国のゼネコンの進出状況は図2のごとく表すことができる。すなわち、日本のゼネコンは中国と星国に進出しており、中国のゼネコンは星国に進出している。また、中国及び星国から日本に進出しているゼネコン、星国から中国に進出しているゼネコンはまずない。

次に、星国においては日本、中国いずれの国のゼネコンにせよ、星国の法制度（星国の円で表現）に従って建設活動をしていることに間違いはないが、その法制度を遵守するとともに、母国での建築生産のしくみ（以後、「しくみ」という）をほぼそのまま持ち込んで（日本は赤い実線の楕円で表現、中国は黒い破線の楕円で表現）建築工事を行っている。同様に、中国においては、日本のゼネコンが中国の法制度（中国の円で表現）に従って建設活動をしているが、その法制度を遵守するとともに、母国での「しくみ」をほぼそのまま持ち込んで（赤い実線の楕円で表現）建築工事を行っている。

さらに、図2の①②③④の各領域は次のことを表している。①領域は星国の法制度の下で日本の「しくみ」と中国の「しくみ」をそれぞれ持ち込んだゼネコンが競合していること、②領域は中国の法制度の下で日本の「しくみ」を持ち込んだゼネコンが競合していること、③領域は日本の「しくみ」を持ち込む一方で中国の「しくみ」を有するゼネコンが競合していること、④領域は中国の「しくみ」を有するゼネコンが競合していることを、それぞれ示している。

このような状況の下、日本のゼネコンが①③の領域に位置するところで、どのような現場組織と施工方法で工事をやっているかをみてみよう。

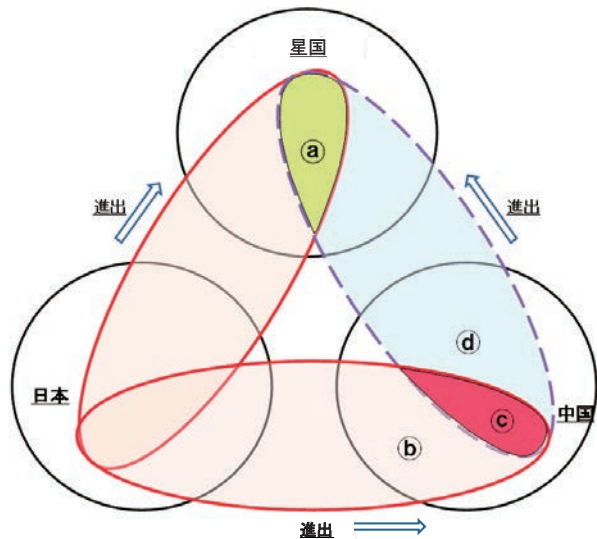


図2 日本・中国・星国のゼネコンの相互進出状況

4.1 星国における日本と中国のゼネコンの建設活動～②領域～

②領域では再び図1を見ていただきたい。プロジェクトの用途・技術的難易度が異なるため、現場組織の規模は相当程度異なるのは当然であるが、決定的に異なるところがある。それは、既に指摘した通り現場組織に詳細図・施工図・躯体図等を描く班が配置されているかどうかである。図1では、日本のゼネコンの現場で7人の図面班が用意され、中国のゼネコンでは用意されていない。もちろん、これらの特徴が歴然としているのは、それぞれの国内での設計チームと施工チームの連携／業務分担のありようがそのまま反映されているからである。

そこで疑問が生ずる。日本、中国それぞれの国内でのやり方が星国に持ち込まれているが、同じ法制度である星国の②領域でなぜそのようなことになるのか。端的にはなぜ日本のゼネコンは星国でも施工図関係を描くことになるのか。制度として求められていない施工図関係を書くことはいい仕事、完成度の高い仕事をするためにはいいかもしれないが、一方で、建築主が要求していないレベルの仕事、すなわち過剰品質の仕事をしている可能性はないか。そこに投入されている施工図班につき込まれる費用は、片やそれらを必要としない中国のゼネコンと請負価格の競争をすれば勝てないことは容易に想像できる。すなわち、現在、星国で活躍している日本のゼネコンは価格競争に終始しないプロジェクト、高い技術や品質が評価に組み込まれたプロジェクトに限定して競争に勝つことができているのである。

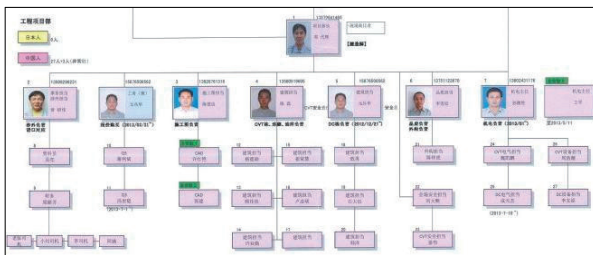
「なぜ、日本のゼネコンは星国で施工図を描くのか」は十分に検証する必要があるだろう。

4.2 中国における日本と中国のゼネコンの建設活動～③領域～

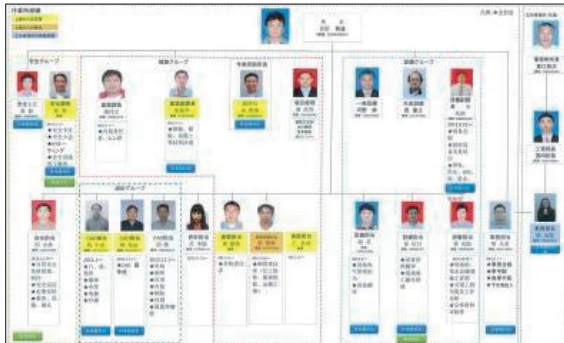
中国で日本のゼネコンが主としてやっているのは③領域の方法である。すなわち、中国の法制度の下で、日本の「しくみ」を持ち込みつつ、中国の「しくみ」を徐々に取り込んでいっている。日本のゼネコンが工事を受注することから発注者は日本の企業に限定される（厳密には中国以外の国の発注者に限定される。つまり中国の法制度上、中国の発注者から日本のゼネコンは工事を受注できない）、下請企業等は中国の専門工事業者をもっぱら使い、現場組織も所長以下全員が中国人である場合のほか、所長、設備担当主任等一部の要職を日本人が担当し、それ以外はすべて中国人という体制が多くなっている。図3はいずれも日本のゼネコンの現場組織図で、2つのプロジェクトとも設計施工一括発注（DB：Design Build）であるが、プロジェクト3は現場組織全体が中国人で構成されている例、プロジェクト4は所長、設備担当のみ日本人の場合の例である。下請である専門工事業者に関しては、一部の設備等品質・技術を要する部分は日系企業を使っていることもあるが、



スライド3 プロジェクト3（左）とプロジェクト4（右）の現場の鉄筋組立写真



プロジェクト3



プロジェクト4

図3 中国での日本のゼネコンの現場組織図

躯体系に関してはすべて中国企業である。さらにスライド3の写真は、それぞれの現場の鉄筋配筋写真である。左がプロジェクト3、右がプロジェクト4である。プロジェクト3は、前述のとおり現場組織全体が中国人スタッフで構成されている現場であるが、配筋ならびにコンクリートの打継面は日本の出来のいい現場のそれと全く遜色のない状態が確保されている。一方、プロジェクト4は一般に◎領域でよくみられるレベルの鉄筋配筋写真である。プロジェクト3の日本人ゼネコン関係者曰く、「鉄

筋工が納得のいくような、また納得がいくまでの教育ですよ。」いずれも競争的に選ばれたゼネコンであることに違いはない。では、何がこの両者の違いの根源にあるのだろうか。

ゼネコンの現場組織に関しては、中国に限らず東南アジアの国で次のような話が聞かれる。それは、日本のゼネコンが海外プロジェクトで現場組織を編成した場合、所長と副所長クラス、あるいは所長と主任クラスを日本人にすることが多い。それ以外のスタッフは当該国の技術者を配置する。そして、その現地人スタッフで日本語が話せる者を副所長クラスに据え、現地人技術者／技能者との意思疎通の役割を任せることが多い。ここに、日本人では把握しにくい問題が発生する原因が潜んでいる。問題の一つは、日本人スタッフ

が現地語をさほど話せない場合、日本語ができる副所長等（現地人スタッフ）に日本語で指示をし、それを現地人技術者に伝えることになる。逆に、現地人技術者は、日本語ができる副所長等（現地人スタッフ）に現地語で疑問・意見をいい、それをその副所長等が所長に伝えることになる。そして、その副所長には、時には所長や現場運営に対する現地人技術者の批判が（現地語で）それとなく聞こえてきたりする。要は板挟みになり、その精神的負担は相当なものになる。問題の二つ目は、そのような板挟みになりながら、与えられた地位、役割にふさわしい報酬が与えられず、同等の立場である日本人副所長等とは比較にならない処遇に甘んじていることである。もちろん、日本人は海外赴任であるための厚遇が含まれていることはいうまでもない。こうして、ゼネコン現場組織の中の日本人スタッフと当該国スタッフの間のコミュニケーション、意思疎通が円滑にいかない場合、その指示の下に進められる下請工事業者の品質確保、質の良い仕事へのモチベーションは高まるであろうか。

再び話を元に戻してスライド2と3を見ていただきたい。前述の通り、日本の発注者が望む「品質は国内並み、価格は現地並み」は、写真で見えるように開発途上国のゼネコンの品質レベルが日本のそれと比較して劣る部分が多く、この品質面のレベルの高さ抜きに、価格のみの競争を強いられるようでは、もともと同じ種類の仕事ではないと考えなければならない。さらにいえば、日本は地震国のため極めて精度／品質がよく、海外の国によっては過剰品質の可能性も考えられる。

5. おわりに

日本のゼネコンは、日本国内で優秀な技術と品質確保のしぐみを持っている。さらに、それらを使いこなす経験と情報を持っている。その結果として、安全で、品質の良い建築物を一定の利益とともに獲得している。一方、海外市場においても、それらを同様の方法で活用し、利益を獲得しようとしているが、そこには、日本のやり方ではない「しぐみ」が多様に存在し、品質・価格・工期等の厳しい競争がそれらの「しぐみ」間で展開されている。

そして、本稿ではその中で苦労している日本のゼネコンの活動の一端を紹介した。

あまり、大きなことが言える段階ではないが、発注・契約方式に関わることでとりあえずわかってきたことは発注・契約方式にかかわる戦略を考える重要性が極めて高くなってきていることである。日本の発注者は国内外ともに日本のゼネコンの多用でいいのか。たとえば、海外では、QDC——品質、コスト、工期のいずれを重視するかによって発注先を変えることを考えないといけないのではないか。一方、日本のゼネコンは、どの国にも

日本の「しぐみ」を持ち込み、しかも請負方式一筋で頑張ることがいいのか、たまには巨大な技術力を生かして技術のノウハウを売る、それらを使いこなすマネジメント力を売り込むなど、何を売るのかということをもう少し考えないといけないのではないか。

日本が技術的、品質的に優位に立っていると自覚できる期間と領域はさほど長続きはしない。

なお、本稿は以下の2つの拙稿の一部を抜粋したものである。さらに、図1、図3の現場組織図は個人情報保護のため、解読できないように縮小している。また、文中スライド1の日本のゼネコンの現場の写真は右上、スライド2の日本の現場は左上である。

1. 古阪：日本のものづくりへの思い、建築技術、No.764、pp.166-167、2013.9.1
2. 古阪：建築コストをめぐる話題(12)～建設業の海外進出における品質とコスト～、建築コスト研究、No.83、pp.68-72、2013.10.1

口 絵

巻頭言 日本のものづくりについて考える

京都大学准教授（非常勤研究員） 古阪秀三 …………… 1

建仁寺大鐘楼保存修理工事について

主席研究員 藤本春樹 …………… 10

神護寺 防災施設工事について

研究員 西村登尋 …………… 25

京都上七軒花街の発生と展開

主席研究員 井上年和 …………… 30

名 簿

編集後記

建仁寺大鐘楼保存修理工事について

主席研究員 藤本 春樹

1. はじめに

京都府指定有形文化財建仁寺大鐘楼は、平成22年5月から平成23年1月にかけて、大本山建仁寺開山栄西禪師八百年大遠諱記念事業の一環として保存修理工事が行われた。

当協会では、この保存修理工事において工事の指導・監理を行ったので、その概要について報告を行う。

2. 建仁寺の概要

建仁寺は、京都市東山区にある臨済宗建仁寺派の大本山で、山号を東山と号し、建仁2年(1202)、明庵栄西により創建された京都における最初の禅宗寺院である。当初は真言・天台・禅の三宗兼学の道場であったが、文永2年(1265)に宋の禅僧、蘭溪道隆が第十一世住持として入寺してからは純粋な修禅道場となり、建武元年(1334)には五山に列せられ、至徳3年(1386)に五山が制度が整備されると京都五山の第三位に位置づけられた。

創建時の伽藍については、宋の百丈山を模したと伝えられるが、その詳細は詳らかでない。南北朝期になって青山慈永が伽藍整備を行った頃の様子は、寺蔵の「東山往古之図」によって大要を窺うことができ、これによると、現在の大和大路に西面した南外門から東進して中門前に至り、中門の北に三門・仏殿・法堂・寢堂・大方丈が南北に一直線上に配されている。その東には東蔵・土地堂・鐘楼、西には西蔵・祖師堂・鼓楼が対称的に配置され、さらに西側に衆寮・登司(東司)・僧堂がある。中門の東には浴室・三重塔が建ち、その周囲を塔頭寺院が圍繞していた。

しかしながら、寺は度々火災に見舞われ、天文21年(1552)の兵火では、三門・仏殿・法堂・方丈をはじめとする伽藍・塔頭のほとんどが焼失した。その後、慶長4年(1599)

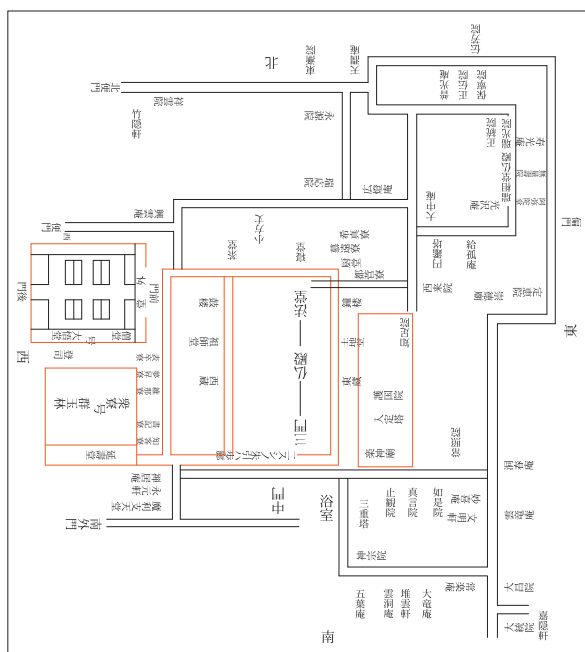


図1 東山往古之図(寺蔵)

に安国寺恵瓊の援助により安芸安国寺より移築したと伝えられる方丈（重要文化財）が再建され、以降、元和から寛文年間にかけて、大鐘楼、浴室、南門（現在の北門）、向唐門、神楽廟、小鐘楼などが順次整備されていったとみられる。また、享保から明和年間にかけて仮仏殿を建て替える形で法堂の再建が行われ、文化年間には西門、庫裡の建て替えが行われた。中世に遡る建物としては、中門の位置にあると考えられる鎌倉時代後期の勅使門（重要文化財）が現存するのみである。

近代以降は、護国院の建物群や、折唐門、東陽坊、三門が順次整備されたが、その多くは他寺院からの移築によるものである。

3. 大鐘楼の概要

大鐘楼は、法堂の東方のやや離れた位置に建ち、正面一間、側面二間、妻入りの簡素な形式である。「東山往古之図」にも「鐘楼」の記述があることから、室町時代初期から現在までほぼ同じ位置に建てられているものと考えられる。建立は、鬼瓦銘から元和8年(1622)とみられ、宝暦6年(1756)に大規模な修理が行われている。

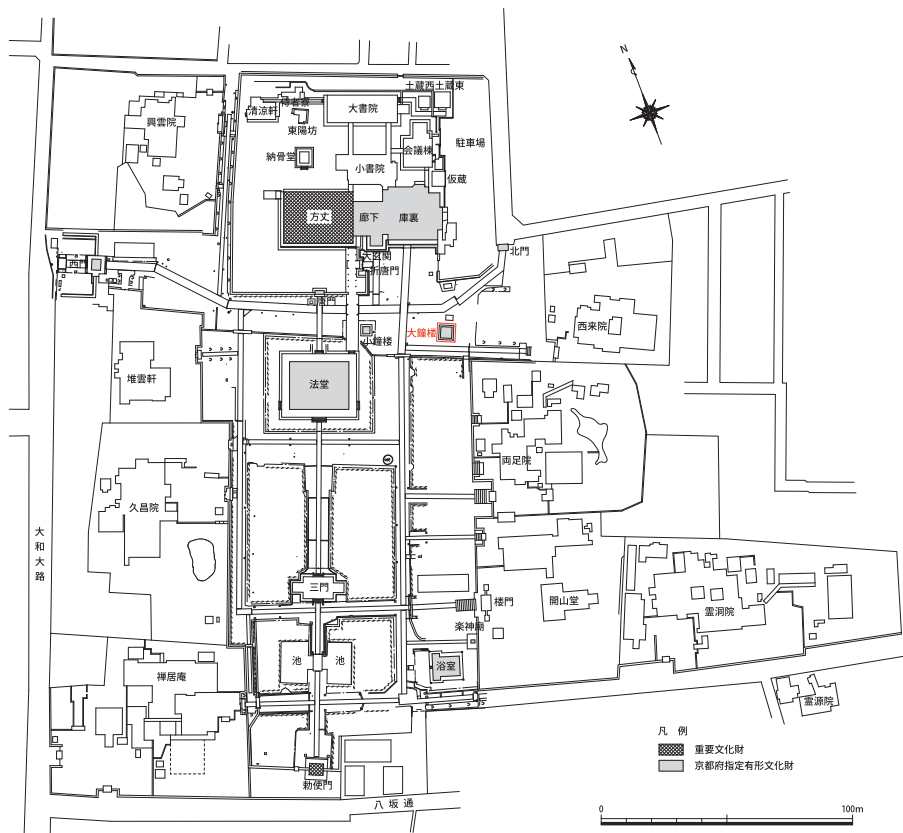


図2 建仁寺配置図

柱は四方内転びとし、南及び北面では中柱を西側に寄せて据え、上部に梁を架け渡して梵鐘を吊っている。飛貫より下部は土塗壁とし、東正面に撞木用の小窓と板戸口、西面に花頭窓を設けている。梵鐘の鑄造年代は明らかではないが、開山時代に鴨川の七条鐘ヶ淵に沈んでいたものを引き上げた六条河原院の古鐘といい、陀羅尼の鐘とも称する(図3参照)。

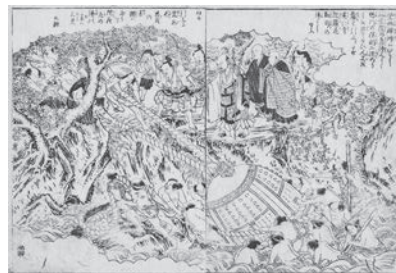


図3 都林泉名勝図会 寛政11年(1799)

大鐘楼は、乱石積基壇の上に建ち、礎石は円座を造り出した転用材を用い、北面中柱の礎石のみ方形切石としている。地覆には、巾、厚みが不揃いの転用材の延石を廻している。

隅柱は頂部粽付きの面取方柱で四方内転びとし、中柱は粽無しの面取方柱で、腰貫、飛貫を四周に廻して楔締めとし、柱頭は絵様木鼻付きの頭貫を合欠きとして組固めている。隅柱上には三斗を載せ、虹梁・軒桁を受けている。中柱には直接鐘吊梁を架け渡し、梁上に小屋束を立て、二重梁を組んで母屋桁を架け、二重梁上に棟小屋束を立てて棟木を受けている。

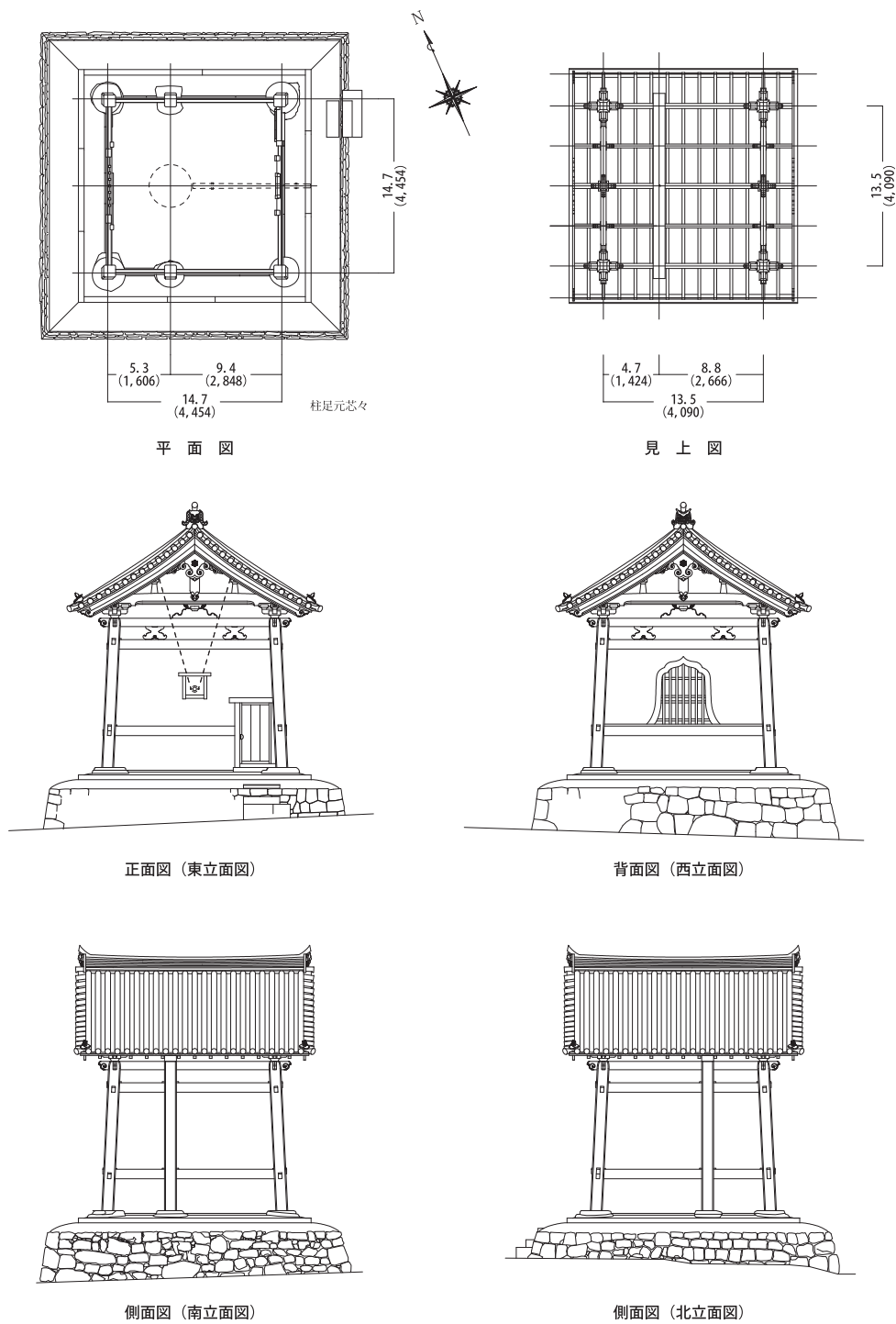
隅柱上の組物は禅宗様の三斗で、中備は板臺股とし、両妻の飛貫と頭貫間に絵様板臺股を備えている。妻虹梁上には大瓶束を建て、大斗、絵様実肘木を組んで棟木を受け、撥束、巻斗、絵様実肘木で母屋桁を受けている。破風板は眉決り付きで、破風尻に渦文様を施し、挿みに鱗、六葉付きの燕懸魚を飾っている。

軒は一軒の疎垂木で、茅負、布裏甲を載せ、化粧裏板は羽重ねの横板張りとしている。

屋根は東西棟の切妻造、本瓦葺で、棟は熨斗積みとし、両端に鬼瓦を据えている。

主要寸法

桁	行	桁行両端柱真々(柱下端真々)	4.454m
		”(頭貫真々)	4.090m
梁	間	梁間両端柱真々(柱下端真々)	4.454m
		”(頭貫真々)	4.090m
軒の出		側柱真(頭貫真)より茅負外下角まで	0.818m
螻羽の出		側柱真(頭貫真)より破風板外面まで	0.788m
棟高		柱礎石天端より棟頂上まで	6.484m
桁高		柱礎石天端より軒桁口脇まで	4.349m
平面積		側柱内側面積	19.838m ²
軒面積		茅負外下角内側破風板外面面積	36.723m ²
屋根面積		平葺面積	45.514m ²



平面図

見上図

正面図 (東立面図)

背面図 (西立面図)

側面図 (南立面図)

側面図 (北立面図)

0 1 2 3 4 5 m

図4 大鐘楼 平面図・見上図・立面図

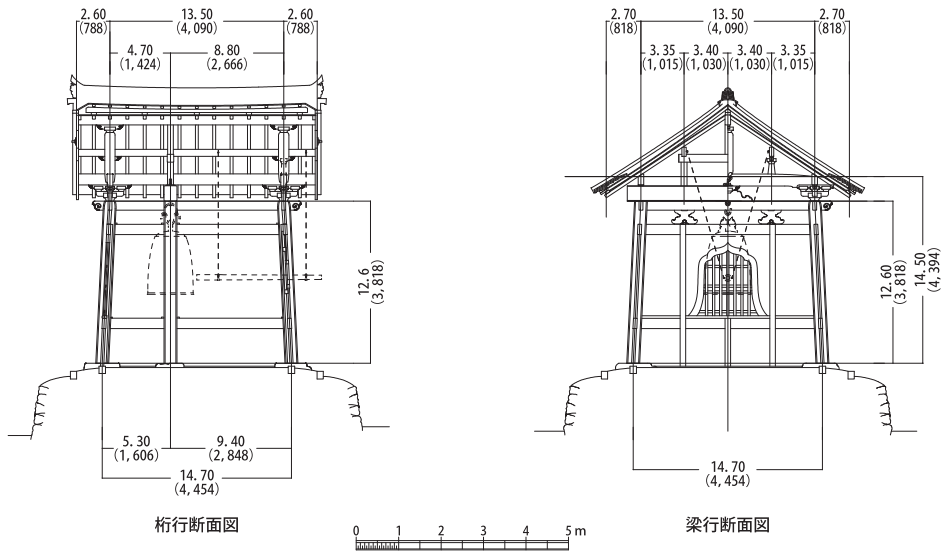


図5 大鐘楼 断面図

4. 修理工事の概要

大鐘楼は、平成22年3月23日に、法堂、庫裏ほか6棟とともに京都府指定有形文化財（建造物）の指定を受けた。

しかし、近年は経年による屋根瓦のずれや破損が目立ち、柱足元、軸部、斗組および軒廻りの腐朽が著しく、壁面の撓みが進行している状況で建物全体が大きく歪み、倒壊の恐れも懸念される状態であったことから、建仁寺では、栄西禅師八百年大遠諱記念事業の一事業として、根本的な修理を実施することとした。

修理工事の指導並びに工事監理は、平成22年4月に当協会が委託を受け、請負者より提出された修理工事の内容と見積書の検討を行った。平成22年5月10日、修正を加えた見積書により株式会社金剛組と工事請負契約を締結し、工事期間7ヶ月として、柱礎石を残し全面解体修理に着手した。同年7月、建物解体後の基礎調査により基礎工事が必要であることが判り、計画の変更を行い、平成23年1月7日に工事を完了した。

工事の実施にあたっては、京都府教育庁指導部文化財保護課の指導を受けた。

5. 破損の状況と修理の概要

基壇・基礎 乱石積の基壇は一部南面の石組に緩みが生じ、上端および軒内土間のモルタル塗は割れや汚損が目立つ状態

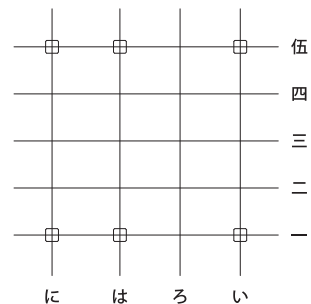


図6 今回の修理工事の番付

で、柱礎石、狭間石天端の不陸も大きかった。北東隅の柱礎石（い五）を基準として、最大の沈下は南面中柱礎石（は一）で82mmあった。

当初の計画では柱礎石の解体は行わない予定であったが、土層の状況及び柱礎石の据え付けの状況確認のため試掘を行ったところ、地業が不完全であることが明らかになったので、急遽計画を変更して鉄筋コンクリート基礎を新規に設けて、柱礎石、狭間石を据え直すこととなった。

計画変更後の既存柱礎石の解体作業中に、北面の柱通りから南側に10cm余り寄った位置（ろ五附近）の土中から、前身建物のもと思われる円座造り出しの柱礎石が発見された。この礎石は円座の径が69cmで、大鐘楼の柱礎石に似た形状で、天端の高さは既存柱礎石より約70cm低い位置に据えられていた。京都市埋蔵文化財研究所調査員立会いのもとに試掘を行ったところ、この礎石は版築の上に据えられたもので、周囲には搗き固めた埋め戻し痕がみられた。既存柱礎石は、その地盤の上部に盛土層を造り、簡単な地業を行い据え付けられていることが判った。



図7 発見された柱礎石廻りの試掘状況

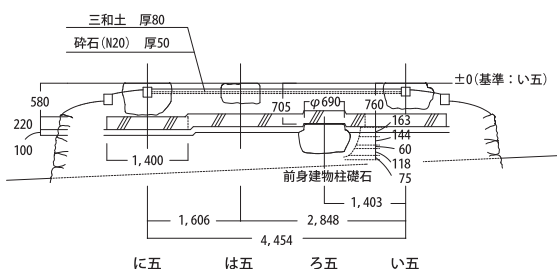


図8 基礎断面図（五通り）

鉄筋コンクリート基礎は、発見された遺構保護のための養生を施した後、外周柱通りに巾1.4m、厚さ22cm、配筋は径13mmの異形鉄筋を20cm間隔のダブルクロスとして造った。

軸部 大鐘楼は、柱礎石の不同沈下と梵鐘の吊位置が西側に偏心していることに加えて、経年による貫の仕口等の緩みがあり、全体に南西方向に大きく傾斜し、柱足元や腰貫に腐朽がみられるほか、蟻害が進行して空洞化している柱もあった。柱は桧材の当初材であるが、南西隅（に一）の柱を除く全ての柱足元には根継ぎが施され、再補修されている箇所もあった。腰貫は腐朽が著しく、蟻害がみられるものもあり、西面の腰貫と飛貫は、内転びとなっている壁荷重を受けて大きく内側に湾曲していた。頭貫には東面と南面の材に腐朽と虫害がみられた。両妻面の間柱足元には腐朽がみられ、根継等の補修が行われており、

断面欠損の大きな腰貫との取合い部では、いずれの間柱も曲がりや折損がみられた。

柱足元の腐朽の最大の要因は、隅柱が四方内転びとなっているにも拘らず、軒の出が81.8cm（柱足元では63.6cm）と極端に少ないことで、腰貫、飛貫の湾曲については部材断面の不足によるものと考えられる。

今回の修理では、腰貫は全て新材にて取替え、間柱は西面北寄り以外のは取替えた。柱については根継ぎのやり替えを行ったが、当初材として唯一根継ぎの施されていなかった南東隅（に一）の柱については、建立時の高さの基準となるものであることから、外部の腐朽箇所のみ補修として、その保存に努めた。

柱間寸法は、各部材の実測から柱頭で4.09m（13.5尺）、柱の転びが18.2cm（0.6尺）で、柱根では4.454m（14.7尺）が妥当とみられた。

組物 当初材の多くは松材で、全体に腐朽や虫害が著しく、荷重による折損、圧壊がみられた。特に、南東隅（い一）の斗組においては、梁行の実肘木、桁行では実肘木、粹肘木ともに折損していた。

斗、肘木で腐朽、破損が著しく構造的に不備なものについては、桧材にて取替え、その他については繕いを施し、再用した。

解体した斗、肘木の上端には、当初の組立番付と宝暦の修理時の解体番付が残されており、中備の板臺股下端には寶暦の修補を記す墨書が発見された。

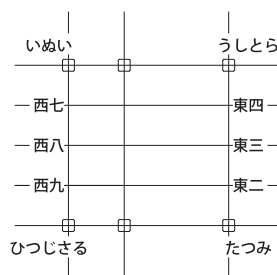


図9 旧番付

軒廻り・妻飾り・小屋組 化粧垂木は松材で、軒先の垂下に伴う湾曲やねじれが甚だしく、木口が腐朽しているものもあった。化粧裏板は雨漏りによる腐朽と蒸れ腐れが著しく、割れも随所にみられた。化粧垂木の大半と化粧裏板は、寶暦の修復時に取替えられたもので、軒桁も全て取替えられており、両軒桁の上端には寶暦の修補を記す墨書が残されていた。

大瓶束は松材で、全体に虫害と腐朽が著しく、割れもみられ、結締は大半が腐朽により欠損していた。撥束、斗、絵様実肘木はいずれも松材で、虫害と腐朽が著しく、荷重に耐えられず圧壊しているものもあった。破風板、懸魚は風蝕が著しく、繰り返し修理がなされている状態で、六葉の欠損もみられた。

化粧棟木は寶暦の修復時に取替えられていたが、木材の癖による捻じれが大きく、東面の破風寄りの化粧垂木には、掛りが少なく脱落しかけているものもあった。母屋桁は材質の悪い当初の松材で、虫害と腐朽が著しく、屋根面の滑り出しに伴って大きく傾倒していた。鐘吊梁は松材で、表面に虫害や腐朽がみられるものの、二重梁、小屋束ともに概ね良好であった。鐘吊梁の上端には寶暦の修復を記す墨書と記載面を下面にして和釘で打ち付

けられた、取替材を記した覚書（長さ63.1cm・巾23.8cm・厚1.5cm）が発見された。



宝曆六 秋十月上旬
 蛭鍵 減有之
 取替 普請奉行
 同 當參 西堂 村方 宅
 同 大工 豊 藤七
 鐵

図10 鐘吊梁上端墨書



鐘樓堂依修覆取替物覚
 一 柱根継五本 一 頭貫四挺 一 ヒヌキ四挺 一 軒桁貳挺 棟桁壹挺 一 タルキ廿一
 一 肘木貳挺 一 蝦蟇貳挺 軒木共 一 葺甲七挺 一 瓦座七本
 一 六糶壹枚 一 絵様肘木四枚裏板不残取替瓦葺直シ瓦釘
 銅釘鉄仕替用
 宝曆六丙子年 参暇久昌石門西堂 奉行 村方 宅
 六月 知事水源密首座 若田藏之進

図11 取替物覚書

今回の修理では、腐朽、破損の著しい化粧垂木、化粧裏板は取替え、母屋桁は全て新調としたが、当初材である破風板については、大鐘樓の意匠、規模をあらわす貴重な資料であるため、内面に際垂木を配して構造的な補強を行い、腐朽、破損箇所を繕って取付けた。懸魚、六葉は既存のものに倣い全て新調した。

屋根 本瓦葺の屋根は、平瓦、丸瓦ともに経年により劣化し、凍害による割れや表面の剥離が各所にみられ、全体に亘って瓦のずれや緩みがみられた。瓦葺は、化粧裏板の上に直に土居葺を施し、軒先部分には荷重の軽減を諮って野地を造り、全面土葺としていた。軒丸瓦、軒平瓦など多くの瓦は修理の度に補足された転用瓦で、新調瓦は当初瓦と思われるものに倣って製作した。

棟は土葺による熨斗瓦積みで、その両端に鬼瓦を据えていた。東面の鬼瓦には、元和8年（1622）の刻銘があり、大鐘樓はこの頃の建立とみられる。西面の鬼瓦は、東面の鬼



山城之國之拾人
 藤原之阿そん御大甚兵衛



元和八年二月吉日

図12 東面鬼瓦

瓦と一対で造られたものではなく、後補のものであった。

今回の修理では、屋根本瓦葺は荷重の軽減を図るために工法を空葺に変更し、鬼瓦と留蓋瓦（ひとつは新調）を除き全て新調して葺上げた。工法の変更による葺地高さの差は、化粧裏板上に新規に野地を造り、調整した。

壁 飛貫下から地覆上端までの土塗壁は、外部は漆喰塗、内部は中塗仕上げで、外部漆喰塗は繰り返し補修が行われているものの、全体に汚損と剥離がみられ、特に東面の腰貫下では小舞下地が露出している状態であった。

既存の土塗壁は全て解体し、在来に倣い下地から造り、漆喰中塗、上塗を行った。荒壁土は、既存の壁土を篩にかけ、旧壁土と新壁土を混ぜ合わせて使用した。上塗については工期内で一旦仕上げたが、工事完了後充分下塗の乾燥を待って遠諱までの間で塗り直すこととした。

6. 建立年代について

大鐘楼は、前身建物の柱や礎石を転用している可能性があり、軒の出に対して基壇が大きいという不自然な点から、前身建物の基壇上に再建された可能性も考えられるなど不明な点が多く、鬼瓦の刻銘から元和8年（1622）に建築されたものとみられているものの、それ以外には建立年代を明らかにする資料は発見されていない。一説では、柱は、古様を帯びていることから前身建物の転用材で、室町時代に属するものとも云われていた。

今回の解体修理においても、建立年代について記した棟札や墨書の発見はなかったが、農学博士 光谷拓実氏の協力を得て、軸部解体後に年輪年代法による柱材の年代測定調査を実施することができた。以下にその結果について報告する。

調査部材と年輪パターン照合法

現地調査では、ヒノキの柱材のなかから年輪数がおよそ100層以上あると思われるものを6点選定した。つぎに年輪幅を計測する方向に側線を設定し、布製スケールをあてたあと、デジタルカメラによる年輪画像の撮影をおこなった。撮影後は、A4サイズのコピー用紙にカラー出力された年輪画像から専用の年輪読取器を使い、各年輪幅を10ミクロン単位で読み取った。計測後は、実寸に換算し、コンピュータに入力後、ヒノキの暦年標準パターンとの照合に備えた。年代を割り出すにあたって使用した基準パターンは木曾系ヒノキの暦年標準パターンと近畿系ヒノキの暦年標準パターンの2種類を用いることとした。

コンピュータによる年輪パターンの照合法は、相互相関分析法によった¹⁾。これは、規準化された年輪幅データを用いて相関係数 r を求め、つぎに t 検定による t 値によって年輪パターンの有意性を検討する方法である。ここでは、コンピュータによる検出 t 値が5.0

前後以上を示した年代位置を照合成立時の一応の目安としている。なお、年輪年代の最終的な決定にあたっては、検出 t 値だけに依拠するのではなく、相方の年輪パターングラフを重ね合わせ、正しく合致していることを目視でもって確認してからその正否を断定することとしている。

結 果

柱材 6 点の計測年輪数や照合成立した年代位置での t 値および、年輪年代は表 1 に示したとおりである。なお、柱材にはいずれも辺材が残存していないものと判断した。したがって、得られた年輪年代は伐採年代よりかなり古い年代を示している。

まず、6 点の年輪パターンと木曾系ヒノキの暦年標準パターンとの照合は、No. 3、No. 5、No. 6 の 3 点において成立した。それぞれの年輪年代は、番号順に No. 3 : 1565年 + α 層、No. 5 : 1583年 + α 層、No. 6 : 1590年 + α 層と判明した。

一方、年輪年代の確定しなかった No. 1、No. 2、No. 4 の 3 点については、近畿系の暦年標準パターンと照合したところ、No. 4 の柱材の年輪パターンだけが成立し、年輪年代は 1529年 + α 層と判明した。No. 1 と No. 2 の柱材は、いずれの暦年標準パターンともその照合は不成立に終わり、年輪年代は確定できなかった。

以上、年代測定の結果としては、6 点のうち 4 点の年輪年代が確定したことになる。このなかで、大鐘楼の創建年代に関連する年輪年代として重要な柱材は、No. 6（南東隅）の 1590年 + α 層の年代値である。この柱材は、辺材が完全に失われているので、外周部の年輪が 0.5mm 前後で推移した場合には、辺材部に占める平均年輪数として 50 層～60 層を加算することになる。したがって、柱材の伐採年代は 1590年 + (50 層～60 層) となり、1600 年代の半ば頃まで下ることを想定しなければならない。しかし、辺材部の年輪幅が比較的広く、1 mm 以上で推移した場合には、辺材部の年輪数は少なく 30 層前後を示すこともある。No. 6 の柱材の辺材部に近い年輪

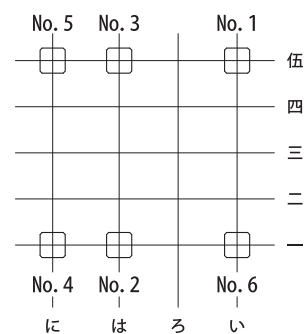


図13 資料位置図

試料No.	部材名	番付	樹種	年輪数	t 値	年輪年代
1	角柱	い・五	ヒノキ	174	—	—
2	〃	は・一	ヒノキ	103	—	—
3	〃	は・五	ヒノキ	105	6.8	1565 + α 層
4	〃	に・一	ヒノキ	101 + 23	4.7	1529 + α 層
5	〃	に・五	ヒノキ	119	5.1	1583 + α 層
6	〃	南東隅	ヒノキ	98	7.0	1590 + α 層

表 1 大鐘楼角柱 6 点の年代測定結果

幅は、1 mm前後で推移しているので、この程度の年輪幅のまま辺材部の年輪幅も推移していたとすれば、辺材部の年輪数は30層前後が推定される。となると、No.6の柱材は1590年+(30層前後)となり、伐採年代は1600年代の初め頃が推定される。No.6の柱材は、後者のケースに該当する可能性が高い。

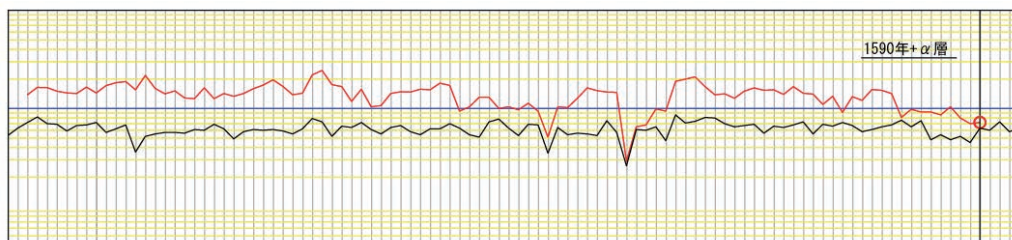


図14 暦年標準パターングラフ（黒線）とNo.6（南東隅）の年輪パターングラフ（赤線）

文献 1) 光谷拓実、田中琢、佐藤忠信 1990「年輪に歴史を読む―日本における古年輪学の成立―」
『奈良国立文化財研究所学報』第48冊 同朋舎出版

上記の調査の結果、年輪年代が確定した4本の柱は伐採年代が1600年初めから中頃までと推定されることから、室町時代の前身建物の転用材ではなく、大鐘楼の当初材と考えることができ、また、大鐘楼の建立年代については、この調査結果とも合わせて判断すると、鬼瓦の刻銘に記された元和8年と考えてよいように思われる。

7. 痕跡から窺える大鐘楼の形式と変遷について

建仁寺の大鐘楼は、飛貫より下部を土壁とした閉鎖的な造りで、そのうえ梵鐘が62.1cm (2.05尺) 西側に寄った位置に偏心して吊られているという点に特徴がある。このような閉鎖的な鐘楼は、東福寺殿鐘楼（室町後期・府指定文化財）や六道珍皇寺鐘楼などが確認される程度で、特殊な形式のものと位置づけられる。

今回の修理工事において解体した部材の痕跡調査を行ったところ、柱・間柱・腰貫などに、建物の形式や変遷に係わる痕跡が見つかった。

はじめに、柱上の斗組から上部の軒廻りと小屋組については、宝暦6年の修復の覚書に記されている内容とほぼ一致しており、瓦座、裏甲、化粧裏板の一部がその後の屋根瓦葺替等の修理時に取替えられているだけで、それ以外には解体などの大きな修理を受けた痕跡はみられなかった。

柱や腰貫などについてみると、現在戸口となっている北東隅柱（い五）では、南面の内法下の方立を取り外したところ、腰貫穴と壁下地の間渡穴の痕跡があり、楼内となる南西角には、腰貫上端に納まるような板決りが施されていることが判った。板決りは相対する

南東隅柱（い一）の北西角にもみられ、その間に建つ間柱の西面にも同高さに同様の板決りが確認された。戸口の楣は一方を方立柱で受け、隅柱には新しく仕口を彫り、建て込まれていたが、間柱側の端部は外部側を欠き取って角柄とし、壁内で間柱に和釘打ちとしていた。腰貫は長さを切り縮め、方立柱の南面に欠き込みをつくり、和釘打ちとしていた。

次に、現在全面が壁となっている北面西寄りの柱間では、北面中柱（は五）の西面と北西隅柱（に五）の東面に、楣が納まっていたものとみられる柄穴の痕跡があり、北面の腰貫は中柱の内で突き付けの二丁継ぎであることが判った。ただし、方立、開き戸が取付いていた痕跡はみられなかった。

また、西面腰貫上の花頭窓を取り外したところ、その下の腰貫上端に壁下地のための縦貫穴と間渡穴の痕跡がみられ、西面はもと土塗壁であったことが判った。なお、下框と一体にして組み立てられた花頭窓は別の建物からの転用材で、柱面には下框の取付いた仕口の痕跡はなく、下框の両端および中間部上端から柱、腰貫に洋釘で打ち止めただけの極めて稚拙な納まりであった。

西面の壁下地は、洋釘を用いて間渡竹を打ち止めるなど明らかに近代の修理時のものであった。

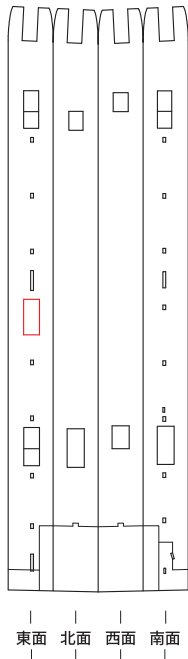
以上のような痕跡から推測すると、建立当初の大鐘楼は、北面の西寄り柱間を開放の戸口とし、楼内の東面の腰貫上には棚のような設えが全面に亘ってあったものと推察され、その後北面を全面壁として、東面に現在位置に戸口を設けたと考えられる。西面については近代まで土塗壁であった可能性が高い。なお、戸口の改変が行われた時期については、楼内の柱面に風蝕痕があまり見られないことから、建立後の早い時期であったと考えられ



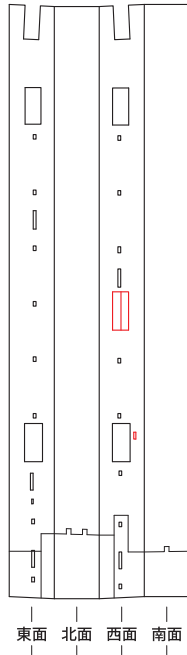
図15 東面戸口の状況



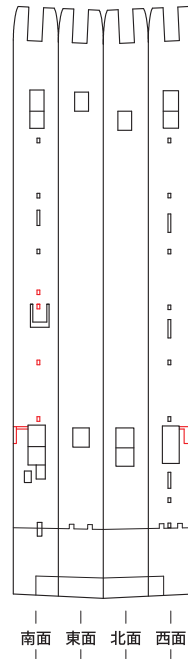
図16 北西隅柱の楣の痕跡



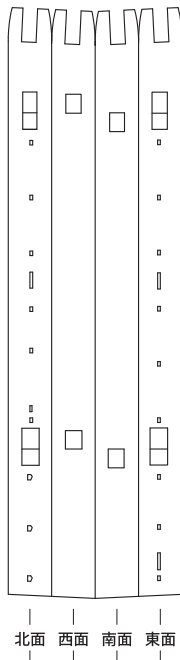
にノ五



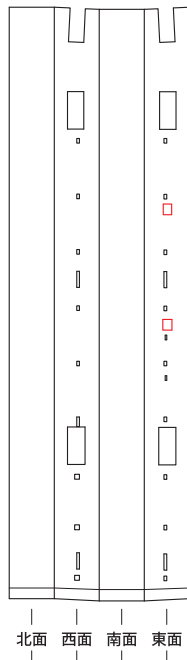
はノ五



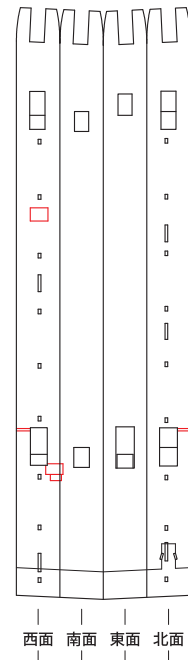
いノ五



にノ一



はノ一



いノ一

図17 柱痕跡図

るが、その時期を特定するまでには至っていない。しかしながら、残された釘痕などの痕跡からは、取替物覚書には記載はないものの、宝暦の修復時ではないかと思われる。

最後に、当初材である母屋桁の側面には、現在も撞木吊の鎖が取り付けられているが、過去に別の鎖を取付けていた痕跡が残っていた。現在の撞木の吊元は、一方が母屋桁の楼内部分に、他方を楼外としている。残された痕跡により旧規の撞木の取付け状況を推定すると、撞木は鐘楼内に納まる長さとなることが判った。

大鐘楼の閉鎖的な造りや梵鐘の吊られている位置が偏心しているなどの特徴は、もしかすると、梵鐘が陀羅尼の鐘と呼ばれ、修行僧が寝につく亥の刻（午後10時）過ぎに観音慈救陀羅尼を一万遍唱えながら撞くとの言い伝えがあるように、その位置を偏心させてまでも撞木を鐘楼内に納め、かつ飛貫より下部を土壁として、防音性の高い建物とすることを意図して計画された結果のあらわれかもしれない。

なお、大鐘楼の形式について、残された痕跡などから西面は漆喰壁であった可能性が高いとしたが、都名所図会（安永9年（1780））や花洛名勝図会（文久2年（1860））には、現在の外観と同様に花頭窓が描かれており、現時点でも多くの疑問が残ったままである。将来、新たな資料等の発見や大書院床下に保存した古材の再調査から、より正確な大鐘楼の形式の解明がなされることを切に期待するものである。

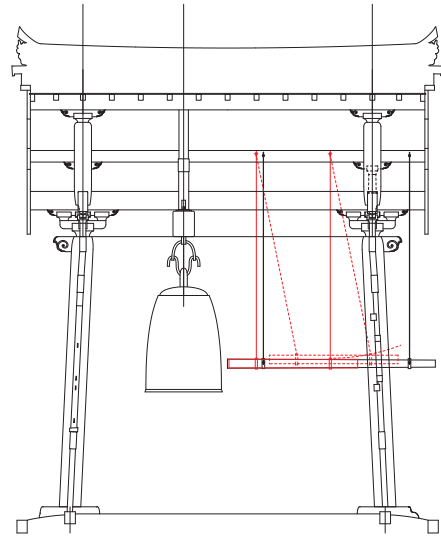


図18 撞木推定復元図



図19 大鐘楼内部（北東隅より）



図20 都名所図会 安永9年(1780)

8. 終わりに

建仁寺では、開山栄西禅師八百年大遠諱を迎え、その記念事業として方丈をはじめ、三門、法堂、大鐘楼、開山堂、開山堂楼門の修理工事と境内全域の消火栓設備の改修工事などが行われた。

本工事はその記念事業の一期工事として実施されたもので、工事期間の中ではまだまだ遣り残したことも多かったが、無事に工事を終えることができた。

最後に、本工事中にご指導、ご協力いただいた建仁寺、京都府教育委員会ならびに工事関係者の各位に改めて感謝申し上げます。

参考資料

- 1) 京都府教育委員会「京都の文化財」第28集
- 2) 京都市民局文化芸術都市推進室文化財保護課「京都の五山寺院—その歴史と系譜—」京都市文化財ブックス第23集

神護寺 防災施設工事について

研究員 西村 登尋

1. はじめに

神護寺の防災施設工事は平成24年12月より平成25年9月にかけて消火設備の災害復旧工事を行った。この防災施設工事について報告を行う。

2. 高雄山神護寺について

高雄山神護寺は洛西景勝の地、高雄山麓に広大な境内を占める真言宗屈指の古刹である。開基は和気清麻呂である。延暦年中（782～806年）この地に高雄山寺を、また河内国に神願寺を建立、その後天長元年（824年）神願寺が現在の地に移り、高雄寺と合併して、名を神護国祚真言寺と改めた。

本寺には多数の文化財があり、美術工芸品では平安期の本尊木造薬師如来立像など彫刻、工芸、絵画、書籍の国宝が8件、重要文化財が20件を所蔵している。殆んどが本寺の歴史を物語るものであり、我国の歴史、美術史上貴重なものばかりである。

建造物では桃山時代に建立された大師堂が重要文化財に指定されている。

3. 防災施設について

既存する防災施設は昭和37・38年度国宝重要文化財等保存整備費補助事業（美術工芸品防災施設事業）として行われたものである。

自動火災報知設備は、境内建造物12棟30回線の設備を敷設して火災に対する警戒をしている。

避雷設備は、国宝、重要文化財を安置する大師堂、多宝塔、金堂、毘沙門堂及び五大堂に棟上銅帯等その立地条件を勘案した設備を講じて敷設して落雷に備えている。

消火設備として、高雄山北側の溪谷に取水口堰堤を設け、これから導水管を埋設して多宝塔北側に設けた貯水槽に接続して貯水。これより自然流下で各消火栓機器に送水する設備を敷設して火災時の初期消火に備えている。また、予備水源として多宝塔北側に設けた貯水槽のオーバーフロー水の配管と、本寺麓を流れる清滝川からポンプ車での揚水用に配管を敷設して、楼門南側に貯水するための消火用貯水池を設け、消防隊活動を可能にしている。



図1 境内の消火栓設備

4. 工事前の状況

平成24年7月15日未明の集中豪雨により境内取水口堰堤付近が土砂で埋まり、導水管(硬質ビニール管)にも破損があったため、取水口から貯水槽への導水機能が不能となった。貯水槽から消火栓設備への配管施設には被害がなかったため、貯水槽に残留する水量については使用できる状況にあったが、取水口からの補給水が途絶えたため、機能は極めて限定的な状況となった。

以上の状況から、今回貯水槽への補給水が確保できる機能を回復するための、取水口堰堤及び導水管の災害復旧工事を実施した。



写真1 工事前の堰堤(下流側より)



写真2 工事前の堰堤(上流側より)

5. 消火設備工事の実施について

本設備の水源地となる取水口堰堤に埋まった土砂を取除いた後、老朽化が見られる既設堰堤に増打コンクリートを施して堰堤の補強を行った。次に、今回堰堤が土砂で埋まったことにより、導水管への流入水が途絶えた事から、堰堤上流側に集水用のピットを敷設し、このピットに導水管を接続して貯水槽へ送水する構造とした。ピットには蓋を設けて落葉、枝などが流入しないように、また、流入水を確保するため、ピット側面の壁2面に通水孔75φを30cm間隔で計36ヶ所設け、その外側に通水性のマット及び割石を施工して通水孔に砂や落葉などが詰らないよう措置を講じた。

導水管には、外的応力からの曲げ変形に追従が可能な水道配水用ポリエチレン管100Aの長尺50m／本を使用し、延長さ361mを埋設した。また、要所に空気抜き弁を3ヶ所設け、配管内の通水性を向上する措置を講じた。

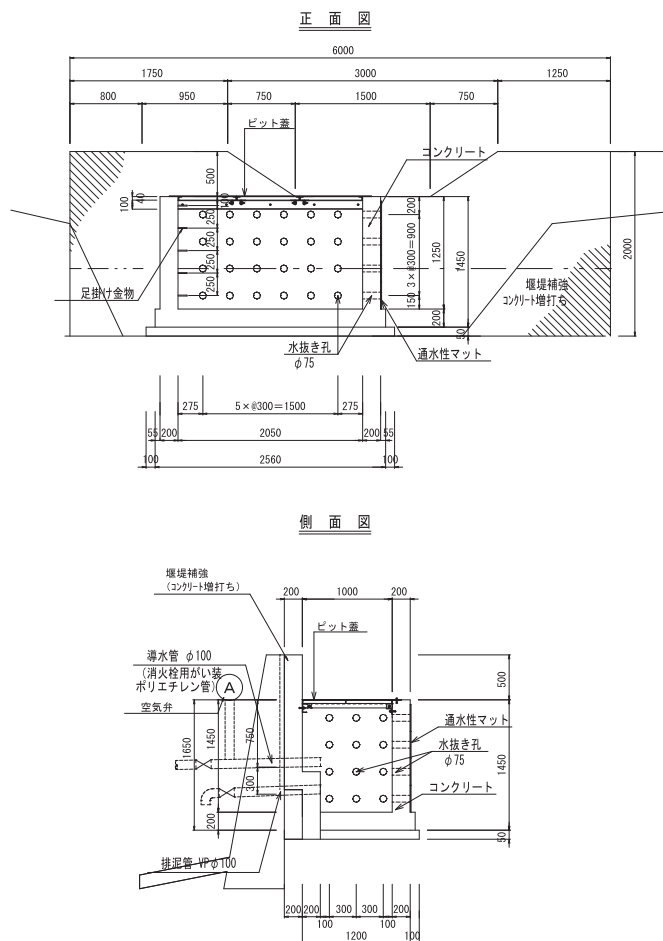


図2 集水ピット



写真3 ポリエチレン管



写真4 ピット通水マット



写真5 ピット通水孔



写真6 ピット蓋

6. おわりに

高雄山は刃物を研ぐための砥石が採掘されていたという歴史をもつ山で、多くが岩盤で形成されているとのこと。当時の取水口堰堤の施工写真を見ても森林が少なく、岩肌が多く写っている。

今回この取水口堰堤が土砂災害によって、貯水槽への導水機能を失うに至ったが、その要因を次のように推察する。

通常の降雨であれば表土を浸透し、下層の岩に沿って雨水だけが流れていく。この想定をもって当時の防災施設事業を行い、ここ数年の異常と云われる気象変化のように、短時間に大量の雨が降るといった想定はなく、この施設が土砂災害で埋まるという考えもなかった。

配管材にあつては、当時は人力のみで山の上まで資材を運搬していた様子が見られること、導水管の勾配を容易に調整できるなどから作業性を優先した結果、重量のある鋼管材ではなく、軽量の硬質ビニール管を選定するに至った。

本件取水口堰堤施設において、今後同様の土砂災害に見舞われる恐れを取除くことは地形形状難しいであろうと考えられるため、同様の災害が発生した場合でも、この施設機能を維持できる構造にという意識をもって事業を実施した。

本事業が完了に近づいた本年9月に台風の影響で京都市内桂川に甚大な被害をもたらした。この取水口堰堤施設にも上流から土砂が流れ込む事態が発生した。しかし、この施設の集水ピット及び導水管に土砂の流入はなく、その機能を維持していたことを確認できた。今後も支障なく機能することと考えている。



写真7 堰堤ピット



写真8 堰堤導水管



写真9 堰堤導水管、空気弁



写真10 貯水槽空気弁

京都上七軒花街の発生と展開

主席研究員 井上 年和

1. はじめに

上七軒は京都最古の花街といわれており、室町時代に一部焼失した北野天満宮を再建させたときに残った残木で、東門前の松原に七軒の茶店を建てたのが由来と伝えられている。

しかし、これまでにその成立過程やその後の変遷についての研究はなく、明らかにされていない。

そこで、本稿では中世から近世、近代、現代に至るまでの上七軒花街の発生とその後の展開について記述したい。

2. 中世における北野の茶屋

2-1. 北野茶造りと「茶屋」の出現

『祇園執行日記』によると、祇園社を訪れた客人が「北野茶」を所望したという記事がみられる。

『北野社家日記』をみれば、15世紀後半頃には北野社で茶の製造をしている記事が見出され、北野社では自らが茶の製造・販売に関わり、京都に北野茶を流通させていたと考えられる。

また、明応9年(1500)4月6日には「神供用」の茶つみを行っているし、その後も近世を通じ「神供用」の茶を取り扱っている茶屋の存在がみられる。

北野社周辺で「茶屋」の記事が確認されるのは、『北野社家日記』延徳2年(1490)4月10日条の「御千茶屋」をはじめ、同日記の明応元年(1492)9月6日には茶屋が松の木を引き寄せた記事、明応2年(1493)の「御子茶屋」や、明応9年(1500)には、北野荒所(巷所)の地子注文事に6件の茶屋の存在が確認される。

表1 北野での茶造り年表

年月日	内容	出典
観応元年(1350)3月23日	祇園社の執行に来た客が北野茶を所望	祇園執行日記
延徳3年(1493)4月11日	北野社目代が「御下用」の茶摘み	北野社家日記
明応8年(1499)4月2日	北野社宮仕の下女が「神供用」の茶詰め	〃
明応9年(1500)4月5日	北野社宮仕が神供御茶つみ	〃

表2 中世における北野の茶屋

年月日	内容	出典
延徳2年(1490)4月10日	北野社閉籠士一揆衆二名が御千茶屋・玉酒屋前で死亡	北野社家日記
明応元年(1492)9月6日	茶屋が松の木を引き寄せる	〃
明応2年(1493)3月24日	御子茶屋が放火される	〃

表3 北野荒所屋敷夏地子注文事

所在・用途	名前	間口	奥行	一季地子
茶や	三郎大郎	2丈7尺	8丈	122文
茶や	道せん	1丈2尺	3丈	20文
茶やのされはか事	二郎三郎	2丈	4丈	50文
茶や西つら	孫三郎	3丈7尺	9丈	167文
かいとりまこ 茶や	与三郎			53文
茶や新ひらき	孫三郎	3丈	9丈	100文

これらの茶屋は、参詣人に茶を振る舞うのみではなく、その用途に応じ様々な役割を果たしていたと考えられる。

2-2. 御子茶屋

明応2年(1493)3月24日には、北野社祠官家である松梅院の西隣にある「イ子」という御子の茶屋が、放火の被害者であるにもかかわらず、社頭や松梅院の近所であることから移転を命ぜられている。

御子茶屋の機能としては、北野社で製造した茶を神供用として取り扱うことや参詣人への茶の振る舞い、北野社に参詣や参籠へ訪れた貴人の接待等が考えられる。

北野社では、室町時代から一切経会や将軍参籠等の諸々の行事の度に、芸能興行の開催やそれに合わせた見世が出され、貴賤が群集していたし、応永33年(1426)8月9日、34年(1427)8月26~28日には足利義持が参籠後に松梅院に宿を訪れ、また、永禄6年(1434)3月21日には伏見宮貞成親王が折詰を用意し、女官や采女を従えて一切経会を訪れているし、永禄10年(1438)3月27日には、義持の参籠中にも女中を従えて酒宴を饗している。

このように、松梅院は室町時代には宮廷や将軍家との関係が深く、北野社東門前と梅松院の間に位置する御子茶屋は、重要な役割を担っていたと考えられる。

2-3. 五軒茶屋の測量

『北野天満宮史料 目代記録』によれば、天正17年(1589)4月27日に五軒茶屋の測量が行われている。それぞれの間口は2間、1間半1尺7寸5分、2間、2間7寸、1間半2尺6寸で、「惣打西ノ口9間5尺2寸5分」となっているから、西面した総間口9間5尺2寸5分、奥行4間半の長屋であった。

この五軒茶屋は、西側を表としていると考えられるので、近世の古図では北野社東門前に描かれる七軒茶屋の一部か、その他の南北通の道沿いに存在したと考えられる。しかし、松梅院が日記へ書き記すとすると、松梅院の西隣である可能性が高いと思われる。

同史料の天正17年(1589)4月29日条には、検地に来た前田玄以に茶屋を「居茶屋」にするよう命じられているが、これは、近世の上七軒遊廓の始原となる居茶屋が設置されたという解釈や、掛茶屋も仮設的な建物とはいえ、地子を取り立てようとしたという解釈が考えられる。

3. 七軒茶屋の成立

「七間(軒)茶屋」が文献上で確認されるのは、『北野社家日記』元和4年(1618)12

月10日条である。古図により確認されるのは、承応3年（1654）『新版平安城東西南北町并洛外之図』で、北野社東門前に七軒茶屋が所在しているのがわかるが、この七軒茶屋と同一のものと考えられる。

この記事によると七軒茶屋は太閤の時代には日小屋のようなもので、常設の建家となったのは16世紀後期から17世紀初期とすることになる。

『寛永十四年洛中絵図』（1637）では、七軒茶屋は間口14間の「町家」として描かれているが、宝暦7年（1757）の『北野天満宮地図』では、七軒茶屋は5軒が西面しており、残りの2軒は須魔町通（旧今出川通、現上七軒通）と五辻通の交差点に付き出し南面して描かれている。

天正17年（1589）の五軒茶屋の店主は、七郎左衛門・孫左衛門・二郎兵衛・二郎左衛門・与三郎とで、この記事の七軒茶屋の店主は、宗久・与左右衛門・新次郎・孫四郎・五郎兵衛（弥七郎）・源七・甚太夫とすべて異なっているが、年代差が29年あるので、七軒茶屋が五軒茶屋を引き継いだのかどうかは判らない。

しかし、七間茶屋の前身が梅松院西に存在し、豊臣秀吉に地子を免じられたことは間違いなさそうである。つまり、15世紀後期に松梅院西隣にあった御子茶屋が立ち退いた後、16世紀中に五軒茶屋が建てられ、天正から元和4年までの間に七軒茶屋となった可能性が高いと考えられる。

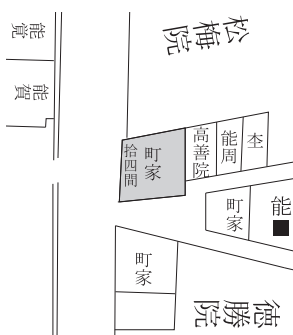


図1 洛中絵図
（寛永14年 1637）
七軒茶屋は西側の間口が14間の町家として描かれている。

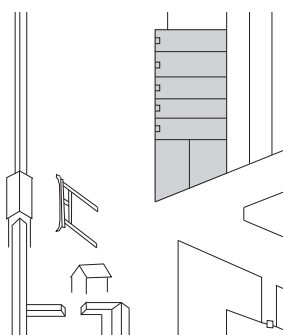


図2 北野天満宮地図
（宝暦7年 1757）
七軒茶屋は西向きに5軒、南向きに2軒の茶屋が配されている。



図3 京都地籍図
（大正元年 1912）
七軒茶屋跡地の5筆は北野神社の所有となっている。

4. 江戸期における北野社周辺の茶屋

4-1. 18世紀前期頃の様相

『京都御役所向大概覚書』をみると、洛中の茶屋数は宝永4年（1707）10月18日時点で北野54軒、祇園169軒、清水111軒の合計334軒となっている。また、「水茶屋」については、

「茶屋」と別項目となっており、祇園近辺における水茶屋数は記載されているが、北野社近辺については記載されていない。

これは、北野社の場合、水茶屋も「茶屋」に含まれているためと考えられる。

北野社東門前に位置する鳥居前町についてみると、戸数12軒に対し、茶屋数13軒と、茶屋数が戸数より1軒多いが、これは、東門前南側の水茶屋が茶屋に換算されているためであると考えられる。その他の12軒は、東門前道路（旧今出川通と五辻通の合流点）北側の「七軒茶屋」とその周辺及び道路南側の町屋であると思われる。

真盛町は、鳥居前町から南東方向へ延びる旧今出川通（現上七軒通）沿の町であるが、戸数47軒に対し、茶屋数が19軒で茶屋率が40%となっている。このうち1軒は北野社の祠堂である徳勝院長屋の茶屋「坂本屋」が含まれる。

右近馬場は北野社中之森の水茶屋であると考えられ、10軒となっている。

馬喰町は、右近馬場東の御前通に面し、戸数30軒に対し、茶屋数6軒で茶屋率は12%となっている。

三軒町については、『洛外町続町数小名并家数改帳』では、「三軒町 五軒」に続き「七本松三軒町 六軒」となっているが（現立本寺南東辺り）に存在していた。『京都御役所向大概覚書』では「松下三軒町」の茶屋数は6軒となっており、茶屋率は100%となっている。

北野の茶屋は北野社東側の御前通沿いに集中しており、鳥居前町と馬喰町、右近馬場を合わせると29軒と北野の茶屋の5割を超え、北野社東部の真盛町が4割、南部の下之森に位置する七本松三軒町が1割という比率である。

表4 北野社周辺の戸数と茶屋数

	戸数	茶屋数	茶屋率	備考
鳥居前町	12	13	100%	1軒は北野社東門前南側の水茶屋か
真盛町	47	19	40%	
右近馬場		10		中之森の水茶屋か
馬喰町	30	6	12%	
三軒町	6	6	100%	戸数 七本松三軒町 茶屋数 松下三軒町

* 戸数は荻野家文書『洛外町続町数小名并家数改帳』正徳4年（1714）

* 茶屋数は『京都御役所向大概覚書』宝永4年（1707）10月18日

4-2. 徳勝院長屋

徳勝院は北野社東門前の今出川通南側に位置し、松梅院、妙蔵院とならび北野社の祠堂三家に列せられていた。

『北野天満宮史料』によると、この徳勝院は明暦3年（1657）には既に茶屋を営んでいたことがわかる。徳勝院は北側が旧今出川通、西側が御前通に面しており、それぞれの通り沿いに長屋を貸し、茶屋を経営していた。この内、北側の茶屋は真盛町に属し「坂本屋」という屋号であった。

『洛中洛外図』（北村家本）をみると、徳勝院と思われる建物の中に扇を持った人たちが歩き、西向きの建物は茶屋を営んでいるように見える（口絵）。

このように北野社の宮仕の中には茶屋を営んでいるものもいたのである。

明治初期の『北野社内社外境内絵図面』（図4）は、宮仕の居宅や寺、町屋、神社建物が色分けされているが、徳勝院のように宮仕居宅が町屋を兼用している箇所も見られ、江戸期における北野社周辺の集住形態を良く伝えていると考えられる。

4-3. 茶屋と宮仕の関係

『北野天満宮史料』をみれば、元禄元年（1688）12月23日には北野社内では宮仕が茶屋・水茶屋へ出入することを禁じる等、茶屋に対する規制がとられた。

しかし、実際には宮仕である能知の弟伝兵衛や能泉の息子が茶屋の女を女房にして勘当されたり、能春が茶屋の娘を下女にする等、宮仕と茶屋の間には密接な関係があった。元禄7年（1694）11月21日には、能知の弟伝兵衛は勘当を許されているが、能知の居宅と茶屋の間には通路があったようである。能知の居宅の場所は不明であるが、宮仕と茶屋とは近い距離にあったことが伺え、徳勝院以外にも茶屋の経営に関与する宮仕がいたことが示唆される。

4-4. 北野社周辺の宿坊

『京都御役所向大概覚書』では、北野周辺の旅籠屋は末口町で2軒、平野門前で10軒と

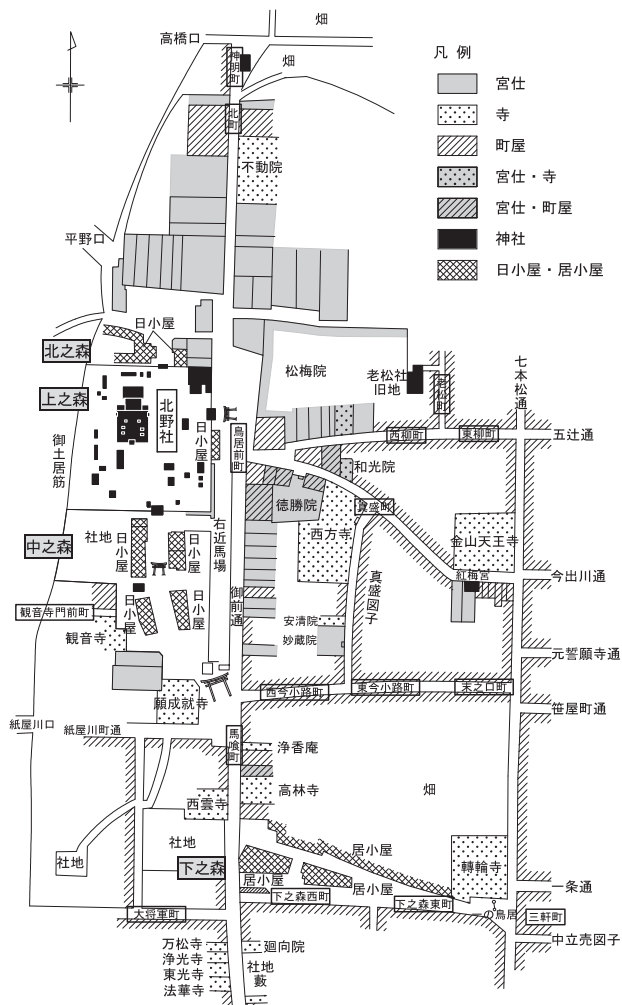


図4 明治初期における北野社近辺配置図
京都府立総合資料館蔵『北野社内社外境内之絵面』を基に作成

なっており、当時の繁華街としては少ない。

これは、北野社に現存する燈籠をみれば、北野社の宮仕達が宿坊を経営していたことが伺え、中世には北野社への参籠後に將軍等が宿泊した宮仕の居宅は近世には宿坊と化して旅行者達に宿を提供し、茶屋とともに上七軒花街を形成していたと考えられる。

5. 江戸期における北野社境内の茶屋

5-1. 北野社の区分け

北野社境内は、北門の北側を北之森、本殿および東門周辺を上之森、南門から二ノ鳥居までを中之森、二ノ鳥居から一ノ鳥居までを下之森と称し、江戸期においては各エリアの中に茶屋が存在していた。

5-2. 北之森の茶屋

北之森では、元禄14年（1701）6月4日に平野社へ続く新道が切り開く願書が出され、同年8月27日には御土居の幅2間を切り開いている。

京都大学総合博物館蔵『御土居絵図』をみると、北野社側の間口は2間2尺、紙屋川側の間口は3間2尺で門があり、道幅は2間となっており、記事と一致している。この図には北野社側に「出茶屋」が描かれており、既にこの頃から北之森に茶屋が存在したことが伺える。

宝暦元年（1704）6月8日には、この新道へ水茶屋を出店する許可願いが7人の連名により提出されている。内訳をみると、鳥居前町1名、御室1名、馬喰町2名、経王堂内1名、平野2名である。この内、鳥居前町の「和泉屋半兵衛」は東門前の七軒茶屋であり、馬喰町の「吉田屋市右衛門」も茶屋を営んでいる。

結局この願は許可されなかったようであるが、京都府立総合資料館蔵『北野社内社外境内之絵面』（明治初期頃 図4）をみると、北之森には「日小屋」が多く存在していた模様が描かれ、江戸期には北之森に出茶屋が増加していったことが伺える。

5-3. 上之森の茶屋

上之森では、絵画史料をみると、宝暦7年（1757）『北野天満宮地図』には東門外に出茶屋が描かれており、また、『北野天満宮九百年御忌万燈之図』享

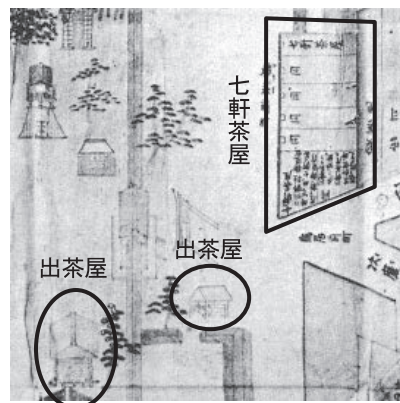


図5 北野社東門前の茶屋
北野天満宮地図 宝永7年（1757）
『社寺境内図資料修正2』より転載・加筆

和2年（1802）には、東門内南側に茶屋が描かれている。この東門内の茶屋の持ち主は七軒茶屋の年寄「和泉屋半兵衛」で、七軒茶屋は店のすぐ前である東門の中で出茶屋を出していた。しかし、上之森の東門周辺の茶屋は、明治になり七軒茶屋が消滅するとともに取り払われたと考えられる。

5-4. 中之森の茶屋

『洛中洛外図（京博本）、（サントリー美術館蔵）、（歴博D本）』等や『北野社頭図』（寛永頃）をみると、三ノ鳥居脇で、また、長円寺蔵の『東山北野遊楽図』では、南門前で床机に座った男が茶を点てているのが描かれており、中之森では古くからこのような野点の茶屋が存在したことが伺える。

明暦3年（1657）には、北野社の祠官家である松梅院から「二軒茶屋」へ地子を課そうとしている記事が見られる。この「二軒茶屋」は、洛中洛外図や遊楽図に描かれているような野点の茶屋かは不明であるが、南門前に所在したと推測される。寛保2年（1742）には、南門前の石段下に、七軒茶屋の中の1軒である富田屋太兵衛より日小屋を建設する旨の願書が出されており、中之森の野点の茶屋は時代とともに簡易な構造である日小屋へと移り変わっていったことが判る。

宝暦7年（1757）『北野天満宮地図』や安永9年（1780）『都名所図絵』では、南門前の両脇に位置し、中之森の他の水茶屋と同じ構造の板葺きに石置屋根が描かれている。

南門前より南では、18世紀中頃に三ノ鳥居との間に6軒ほどの日小屋が存在していた。

中之森道筋東側の中村かめという店主が経営する日小屋に対して、寛延3年（1750）と宝暦7年（1757）の7年の間に2回の日小屋建て直しの願書が提出されている。

この願書には建物の構造も記されており、柱は掘立とし、屋根は「取葺」と言われる、木の皮や木を薄く殺いだ板等を竹や木の棧で押さえ、石を載せて風圧に耐えるようにしたもので、壁は葦簀を張り、それ以外には手摺を廻し、出入口は解放とした簡単な構造であった。

また、宝暦7年の願書には「年行事」として、「大黒屋十兵衛」の名が記されているが、この「大黒屋」は下之森に存在した「下七軒茶屋」の店主と考えられ、中之森の茶屋は下之森で茶屋を経営する店主が行事を勤めていたことが判る。

明治初期頃の『北野社内社外境内之絵面』をみると、この辺りには「日小屋」が立ち並ぶ様子が描かれているが、北野社南門前の古写真をみると、屋根が棧瓦葺きで、壁は漆喰塗りの常設的な建物に建て変えられた様子が判る。

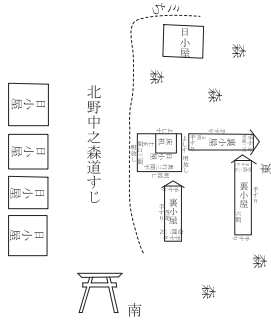


図6 中村屋日小屋建直願書
寛延3年(1750)



図7 北野社南門前の茶屋
北野天満宮地図 宝永7年(1750)
『社寺境内図資料修正2』より転載



図8 明治期の北野社南門前
(日文研データベース)

5-5. 下之森の茶屋

下之森でも江戸期を通じ、日小屋による茶屋が経営されていたが、明和6年(1769)に奉行に日小屋の建設願いが出されている。

この日小屋の敷地は、下之森の通りの南側で、中之森の日小屋同様、掘立柱に葦簀囲いを縄で搦め、取葺屋根とした簡単な構造であった。

享和2年(1802)にはこの通り沿いの日小屋は、北・南側とも仮の小屋掛から居小屋へ建て替えられ、下之森の茶屋は江戸後期から常設的な建物へと変化していった。

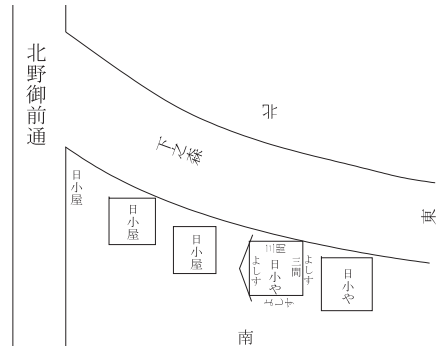


図9 近江屋そよ日小屋願書写
明和6年(1769)

6. 茶屋の立地

中世において、北野社周辺に茶屋が存在したことは『北野天満宮史料』に記録が残るが、松梅院という北野社祠官家の西隣に存在した「御子茶屋」以外に具体的な場所が判る記述はない。

近世においては、「京都御役所向大概覚書」によると、真盛町という現在も茶屋が存する町以外に、鳥居前町、馬喰町といった北野社の東側に茶屋が存在したようである。

鳥居前町、馬喰町は近世の地図を見ると、ほとんどが宮仕の居宅であり、宮仕は宿坊を経営していたから、この2町は茶屋と宿坊が混在した街であったことになる。

鳥居前町内では北野社東門の正面に「七軒茶屋」という上七軒花街の発祥となった茶屋が存在したことも近世の古絵図から見て取れる。

また、北野社祠官家の一つで、茶屋に長屋を貸していた徳勝院は真盛町に属しているが、

明治以降社家長屋町という町名を名付けられ、歌舞練場が建設された。

明治になり、神仏分離により、北野天満宮の宮仕であった松梅院、徳勝院、妙蔵院の祠官3家の他、目代、34の子院が廃院となり、鳥居前町、馬喰町の茶屋や宿坊は消滅したと考えられる。『京都府下遊廓由緒附図』を見ると、明治7年(1874)では、馬喰町の茶屋は早くも消滅しているが、鳥居前町や社家長屋町には茶屋が存在したようである。

7. 茶屋数の推移

近世において、上七軒の茶屋について具体的な内容を示す資料は、『京都御役所向大概覚書』(宝永4年 1707)で、北野社の東に所在する真盛町、鳥居前町、馬喰町の各町に存する茶屋数が記されている。また、「右近馬場」の茶屋数も記されているが、これは、北野社境内に建てられた仮設的な茶屋(掛茶屋、出茶屋)のことを示すと考えられるので、北野の茶屋は38軒、掛茶屋も併せると48軒存在したこととなる。

安政初年(1850頃)に書かれた『煙花新議』では、「客請の者71軒」、「遊女芸者廻し方の店4軒」とある。「客請の者」とは「貸座敷」、「茶屋」等の接客を行う店を示し、「遊女芸者廻し方の店」とは、「小方」、「置屋」等の芸舞妓、娼妓を抱え、店に送り出す派遣業者を示すと考えられる。この2つの資料を比較すれば、建物内部で接客を行う「茶屋」は18世紀初期から19世紀中頃までの約140年間で38軒から71軒へ33軒増加していることとなる。

近代以降については、「京都府統計書」で明治16年(1883)から昭和17年(1942)まで、昭和26年(1951)以降は「北野をどり」パンフレットにより、茶屋数の推移が確認できる(図14)。

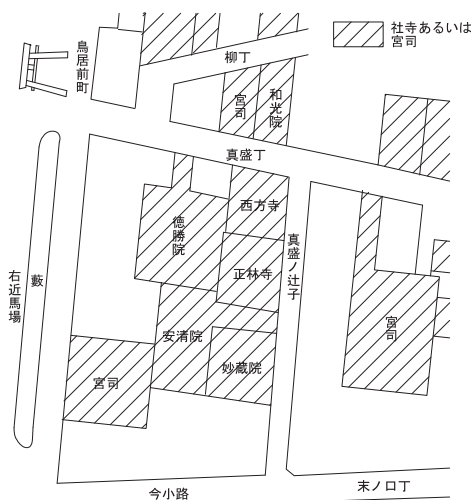


図10 元禄十四年實測大絵図 元禄14年(1701)

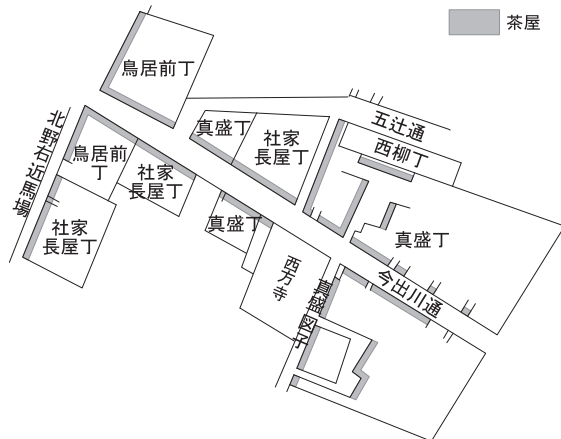


図11 京都府下遊廓由緒附図 明治7年(1874)



図12 京都市明細図（昭和20年代）



図13 現在の上七軒街区図

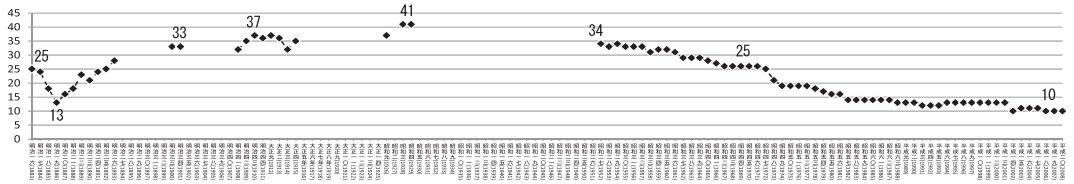


図14 上七軒お茶屋（貸座敷）数の推移

これを見ると、明治16年（1884）から同19年（1886）にかけて、25軒から13軒と12軒減少するが、明治7年（1885）の『京都府下遊郭由緒附図』（図11）と『京都市明細図』（図12）の茶屋位置を見比べてみると、北野社東門前の茶屋が消滅していることに対応している。

しかし、この後暫増し、明治後期には30軒台となっている。これは、享保15年（1720）の西陣大火により移転した正林寺跡地の西方寺南側一画が開発され、新たな茶屋街区が形成されたためである。

昭和3年（1928）には最高で41軒に達するが、第2次世界大戦以降は衰微し、昭和49年には20軒以下となって、現在は10軒となっている。

表5 上七軒の茶屋数

	宝永4 (1707)		安政初年(1850頃)		大正15(1926)	
茶屋等	真盛町	19	鳥居前町	13	客請の者	71
	馬喰町	6	右近馬場	10	遊女芸者廻し方の店	4
			合計	48	合計	75
資料	京都御役所向大概覚書		煙花新議		技芸倶楽部4巻7号	

8. まとめ

上七軒花街の中世から近世、近代、現代に至るまでの変遷をまとめた。

その結果、中世に発生した北野社門前の茶屋は、近世以降も宮仕が茶屋を経営し、北野社周辺の茶屋が境内に掛茶屋を設置するなど、北野社と密接に関わりながら発展した。

明治時代に廃仏毀釈・神仏分離の影響を受け、茶屋街の街区を変更しながら拡大していったが、第二次世界大戦後は徐々に数を減らしながら、現在も存続している茶屋街であることが明らかとなった。

9. おわりに

本稿は科学研究費助成事業（平成22、23年度挑戦的萌芽「伝統文化継承装置としての花街建築および景観の特性と計画論的課題」および平成24～26年度基盤研究B「伝統文化継承装置としての花街建築および景観の全国的実態と地域特性」）の成果の一部である。

参考文献

- (1) 井上年和、「上七軒の景観整備（老松北野店改修工事について）」、建築研究協会誌15、2009
- (2) 井上年和、「北野の七軒茶屋について」、日本建築学会近畿支部研究報告集、第51号計画系、2011
- (3) 井上年和、「江戸期における上七軒花街の様相—上七軒花街と北野社宮仕との関係—」、日本建築学会大会学術講演梗概集、2011
- (4) 井上年和、「江戸期における北野社境内の茶屋」日本建築学会大会学術講演梗概集、2012
- (5) 井上えり子、井上年和、「旧森留の建築的特徴と変遷—上七軒の茶屋建築その1—」、日本建築学会近畿支部研究報告集、第52号計画系、2012
- (6) 井上年和、井上えり子、「旧杉浦の建築的特徴と変遷—上七軒の茶屋建築その2—」、日本建築学会近畿支部研究報告集、第52号計画系、2012
- (7) 井上年和、井上えり子、「京都上七軒花街の変遷」、日本建築学会大会学術講演梗概集、2013

編集後記

平成25年（2013年）12月

会報26号をお届けします。

本号の巻頭言は、建築社会システム工学の分野をご専門の古阪秀三京都大学准教授にお願いしました。年来、取り組んでこられた「建設プロジェクトの発注・契約方式と品質確保のしくみに関する国際比較」の実績から、国際的環境におけるものづくりへの思いについて、日本方式の将来に横たわるであろう問題を解説して頂きました。

報告では、伝統建築部門建造物担当グループ主席研究員の藤本春樹氏から京都府指定有形文化財建仁寺大鐘楼保存修理工事について、次いで、高雄山神護寺の防災施設工事について伝統建築部門防災担当グループ研究員西村登尋氏から、それぞれ報告して頂きました。最後に、伝統建築部門構造担当グループリーダー・主席研究員の井上年和氏から、室町時代にさかのぼる京都最古の花街である「京都上七軒花街」の発生と展開について、その研究の概要を紹介して頂きました。

今年も国の内外において、心悩ますいろいろな出来事が絶えませんでした。むしろ私たちの生活そのものが否応なしに国際関係化してきております。私たち一人一人にも、古阪准教授も巻頭言で示唆されていますように、常に内外への複眼的視野を失うことなく新しい時代を作り出す叡智と気概が求められていることを実感する次第です。皆様のますますのご発展とご健勝をお祈りいたします。

(加藤邦男)

建築研究協会誌 第26号

平成25年(2013年)12月31日

発行 一般財団法人 建築研究協会

〒606-8203 京都市左京区田中関田町43

電話 075-761-5355

FAX 075-751-7041

印刷 有限会社 木村桂文社

Architectural Research Association

26

2013 • 12